

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 道路の区域を変更する件二件 二六〇
- 公告
○ 随意契約の相手方を決定した件 二六〇
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 二六九
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二六九
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 二六九
- 河川整備計画を変更した件二件 二九〇
- 平成二十八年十月二十八日付け号外第六十七号別冊中 二九〇

告 示

福島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本	本宮市大字和田字南大	変更前	五・五	一四〇・〇

松金屋線 沢二八一番二地先から

同 市大字和田字南大
沢二九四番二地先まで

変更後

九・二
七・一
二〇・六

一四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年五月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹 天栄線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥 字今防木五番地先から 同 郡同 村大字羽鳥 字今防木五番地先まで	変更前 変更後	三〇・七 五二・八	五九・〇 五九・〇

(道路計画課)

公 告

公告第103号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月22日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県総合情報通信ネットワーク保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
74,952,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(災害対策課)

公告第百六号

土地改良区の名称
東根堰土地改良区
退任した役員
氏名 住所
遠藤 暢司 伊達市保原町大泉字大館七一番地

(農村計画課)

福島県知事 内堀雅雄

公告第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成三十年五月二十二日

(商業まちづくり課)

届出年月日
平成三十年五月九日

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地
 - 1 名称（仮称）イオンモールいわき小名浜
 - 2 所在地 いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地地区画整理事業地内（街区番号二符号一ほか）
- 二 変更した事項
 - 1 特定小売商業施設の名称
(変更前) (仮称) イオンモールいわき小名浜
(変更後) イオンモールいわき小名浜
 - 2 特定小売商業施設の新設の予定日
(変更前) 平成三十年六月一日
(変更後) 平成三十年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

公告第百四号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二十号）第十条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年五月二十三日から同年八月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、いわき市産業振興部商業労働課、田村市産業部商工課、鮎川村農林商工課、平田村産業課、古殿町産業振興課、小野町産業振興課、広野町産業振興課、楡葉町新産業創造室及び川内村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年五月二十二日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
 踊池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備
 事業（ため池整備工事）））の工事は、平成三十年三月二十九日完了したので公告する。
 平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公告第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、
 鶴沼三堰地区に係る県営農用河川工作物応急対策事業の工事は、平成三十年四月十二
 日完了したので公告する。
 平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

公告第百八号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条
 第六項の規定により、一級河川阿賀野川水系只見川圏域河川整備計画を変更した。
 この変更に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、福島県会津若松建
 設事務所、喜多方建設事務所及び南会津建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （河川計画課）

公告第百九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条
 第六項の規定により、一級河川阿賀野川水系阿賀川上流圏域河川整備計画を変更した。
 この変更に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課、南会津建設事務所
 に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年五月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （河川計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年十月二十八日付け号外第六十七号別冊中

二六	九	四	一	三	〇	〇	〇
----	---	---	---	---	---	---	---